協議1-2

令和５年度税制改正

要　望　書（案）

堺商工会議所

1. 中小企業の経営基盤強化を後押しする税制

（1）法人税の軽減税率の延長・恒久化 【新規要望】

令和5年3月末で期限を迎える年800万円以下の所得に対する法人税の軽減税率15％の適用は、ウィズコロナの中で、中小企業の事業継続並びにスタートアップ企業の創出を図るためにも、中小企業の経営基盤強化を後押しする税制として、税率15％のまま延長または、恒久化を図られたい。

（2）欠損金の繰越控除期間の無限化・繰り戻し還付期間の拡充 【新規要望】

過去に例がないほどの疫災といえるコロナ禍において、赤字決算額が大きく、平時の経営状態に戻るには10年間では不十分である声が大きいため、中小企業が長期にわたり経営を安定させることができるよう、欠損金の繰越期間の無限化を図られたい。

また、赤字決算の中小企業にとって有益である繰越欠損の繰り戻し還付制度について、災害損失欠損金と同様に1事業年度前から2事業年度前まで、適用を拡大されたい。

（3）個人事業主の純損失の繰越控除期間の延長・恒久化 【拡充要望】

青色申告を行っている個人事業主の純損失の繰越控除期間は3年間となっているが、法人企業の欠損金の繰越控除期間は10年間と、明らかに均等を失している。また、コロナ禍の影響により、赤字決算となる個人事業主が多数見受けられ、事業再生を図るには3年間では明らかに不十分である。

ついては、青色申告を行っている個人事業主の純損失の繰越控除期間の延長、または恒久化を図られたい。

（4）「業績連動給与」の中小企業の役員報酬への適用拡大 【継続要望】

中小企業の役員報酬について、「通常改定」は、事業年度開始から3か月以内に限られ3か月以降は「特別な事情」がない限りは改定できないため、大企業等に認められている「業績連動給与」の適用拡大を図られたい。

2. ビジネス変革等の挑戦を後押しする税制

（1）中小企業投資促進税制、中小企業経営強化税制の延長・拡充 【新規要望】

令和5年3月末で期限を迎える中小企業投資促進税制、並びに中小企業経営強化税制は、コロナ禍の厳しい経済状況の中で、中小企業の設備投資を後押しし、生産性向上・事業再構築の挑戦を図るためにも、延長を図るとともに、実態を踏まえ、設備種類毎の要件緩和等の拡充を図られたい。

（2）カーボンニュートラル投資促進税制の拡充・促進 【新規要望】

日本においても脱炭素化に向けた取組として、炭素税を含むカーボンプライシングの導入が検討されている。

しかしながら、高額なエネルギー本体価格に加え、揮発油税、石油石炭税（本則税率分）、地球温暖化対策税など国際的に高額な水準にある炭素税を既に負担しており、新たなエネルギーコストは中小企業の経営を逼迫し、設備投資の縮小や資金繰りの悪化等が想定され、さらには新エネルギーの技術革新の進展を阻害する要因となっている。

ついては、カーボンプライシングではなく、まずは、新エネルギー等の技術革新による脱炭素化を推し進めるため、令和3年9月より施行されているカーボンニュートラルに向けた投資促進税制の拡充等により、カーボンニュートラルの実現に向けた設備投資の促進を図られたい。

（3）中小企業防災・減災投資促進税制の延長・拡充 【新規要望】

中小企業の経営課題における災害対策の優先度は必ずしも高くなく、BCPを策定した中小企業は全国的にも依然として2割程度に留まり、策定された BCP を実践するための自家発電機や防水設備等の設備投資も進んでいない状況である。

ついては、中小企業による災害対策に向けた設備投資を後押しするため、令和5年3月末で期限を迎える中小企業防災・減災投資促進税制について、延長及び支援措置の更なる拡充を図られたい。

（4）DX 投資促進税制の延長・拡充 【新規要望】

新型コロナウイルスの感染拡大を契機に、従来から進められていたデジタル化が加速し、中小企業の DX 実現に向けて国を挙げて取り組んでいる。

しかしながら、生産性向上や競争力強化の核となるデジタル化に取り組んでいる中小企業は依然として少ない状況にある。

ついては、令和5年3月末で期限を迎える DX（デジタルトランスフォーメーション）投資促進税制は、中小企業のデジタル技術を活用した企業変革を実現するための設備投資として重要な施策であるため、DX 投資促進税制の延長及び支援措置の更なる拡充を行い、中小企業の DX を促進されたい。

（5）地域未来投資促進税制の延長・拡充 【継続要望】

地域の中核的な役割を果たすいわゆる中堅企業等は、活用できる税制の優遇措置は少なく、実質的な法人税の負担率は全法人の中で最も高いと言われる。

ついては、地域の内需拡大・地方創生のためにも、中小企業だけでなく地域経済を牽引する中堅企業等に優遇措置を適用できる、地域未来投資促進税制の延長・拡充を図られたい。

3. ビジネス環境整備等に資する税制

（1）印紙税の廃止 【継続要望】

印紙税は、明治6年の地租改正に伴う安定的な税収確保の一環として始まった制度であるが、電子商取引・電子契約・キャッシュレス決済の増加、ペーパーレス化が進展している中で、現法の印紙税の課税対象は紙媒体による文書のみとなっており、課税の公平性を阻害しているとともに、中小企業にあっては無視できない事務コストとなっている。

ついては、税制の基本原則である「公平・中立・簡素」を守るためにも、取引形態によって不公平が生じる印紙税は早急に制度を廃止されたい。

（2）電子申告等の導入支援の更なる環境整備、電子帳簿保存の青色申告特別控除の上乗せ措置 【継続要望】

電子申告を行っている事業者は、法人が9割程度に対し、個人事業者は6割程度に留まっているため、会計ソフトの電子帳簿・電子申告の導入支援等の環境をさらに整備するとともに、電子帳簿保存に取り組む個人事業者に対する青色申告特別控除の更なる上乗せ措置を行う等、小規模事業者の電子帳簿・電子申告を促進されたい。

（3）e-Tax と eLTAX の統合・連携強化、納税・社会保険手続きのワンストップ化等による電子申告・電子申請等行政手続きのデジタル化の推進 【継続要望】

国税や地方税、社会保険等の申告や書類手続きの一元化・デジタル化が進んでおらず、中小企業の納税等の事務手続きの負担が大きい。

ついては、e-Tax と eLTAX の統合・連携強化による申告・納税手続きのワンストップ化の推進、民間ソフトウェアとの連携強化、及び従業員の給与に係る納税・社会保険等の事務手続きのワンストップ化の早期実施を行う等、電子申告・電子納税等行政手続きの更なるデジタル化を促進されたい。

（4）電子帳簿保存法の対象となる取引範囲の見直し 【新規要望】

令和3年度税制改正において、電子帳簿保存の手続きが緩和された一方で、電子データで受け取った請求書等の電子保存の義務化が盛り込まれ、令和4年度税制改正において開始が2年猶予され、令和6年1月からのスタートとなっている。

しかしながら、紙の請求書等が相当程度残っている企業にとっては、紙保存と電子保存の両方の対応が必要となったり、デジタル化するための事務負担が増加する懸念がある。

ついては、電子保存義務化の対象を EDI 取引に限定し、電子メールの添付ファイルや EC サイトの領収書等は紙保存を引き続き容認するなど、取引範囲の見直しを図られたい。

4. 円滑な事業承継の実現に資する税制

（1）特例事業承継税制の拡充・恒久化 【拡充要望】

特例事業承継計画の申請件数は、飛躍的な件数増加までには至っていない。

また、特例承継計画の提出期限は、令和6年3月末まで延長されたものの、コロナ禍の影響で特例承継計画の申請件数が低迷するとともに、日本商工会議所の調査によると、売上減少している企業ほど事業承継の時期を先送りする傾向が見られる。

ついては、雇用維持要件の撤廃、申請手続きの緩和等、特例事業承継税制の更なる促進を図るとともに、10年間の期限措置を撤廃し、恒久化を図り、中小企業の円滑な事業承継の実現を推進されたい。

（2）取引相場のない株式の評価方法の見直し 【継続要望】

換金性がないにもかかわらず、企業価値を高めるほど評価額が上昇する取引相場のない株式の評価方法の改正については、進展が見られないため、事業用資産の純資産額の圧縮等、評価方法の見直しを図られたい。

5. インボイス制度の導入に関する税制

（1）インボイス制度導入に関して、十分な「検証」と普及・周知の徹底 【新規要望】

令和5年10月に、適用税率の記載を義務づけるインボイス制度の導入が予定されているが、6割以上の事業者がまだ準備をしていない状況に加え、コロナ禍、物価高騰等からの経済回復が最重要課題である中で、事業者の事務負担の増加、免税事業者の取引への影響が大きく懸念される。

ついては、中小企業の厳しい経営状況、免税事業者の取引排除等による倒産・廃業の可能性などを含めた十分な「検証」を行うとともに、政府が主体となり、業界団体、士業団体等の協力を得て、インボイス制度および消費税制度自体の普及・周知の徹底を図られたい。

以　上